

## ◎給食センターに関する課題等

### 1 給食センター用地

- ・所在地 横須賀市平作5丁目 1221番 20
- ・名称 旧平作小学校
- ・所有者 横須賀市
- ・土地面積 実測 14,984.34 m<sup>2</sup>、公簿 14,984.00 m<sup>2</sup>
- ・用途地域 第一種中高層住居専用地域 及び 第一種住居地域
- ・既存建築物 校舎、体育館、プール等
- ・現在の状況 学校開放施設として平日夜間、休日にグラウンド、体育館を使用中

図1 給食センター用地の形状等

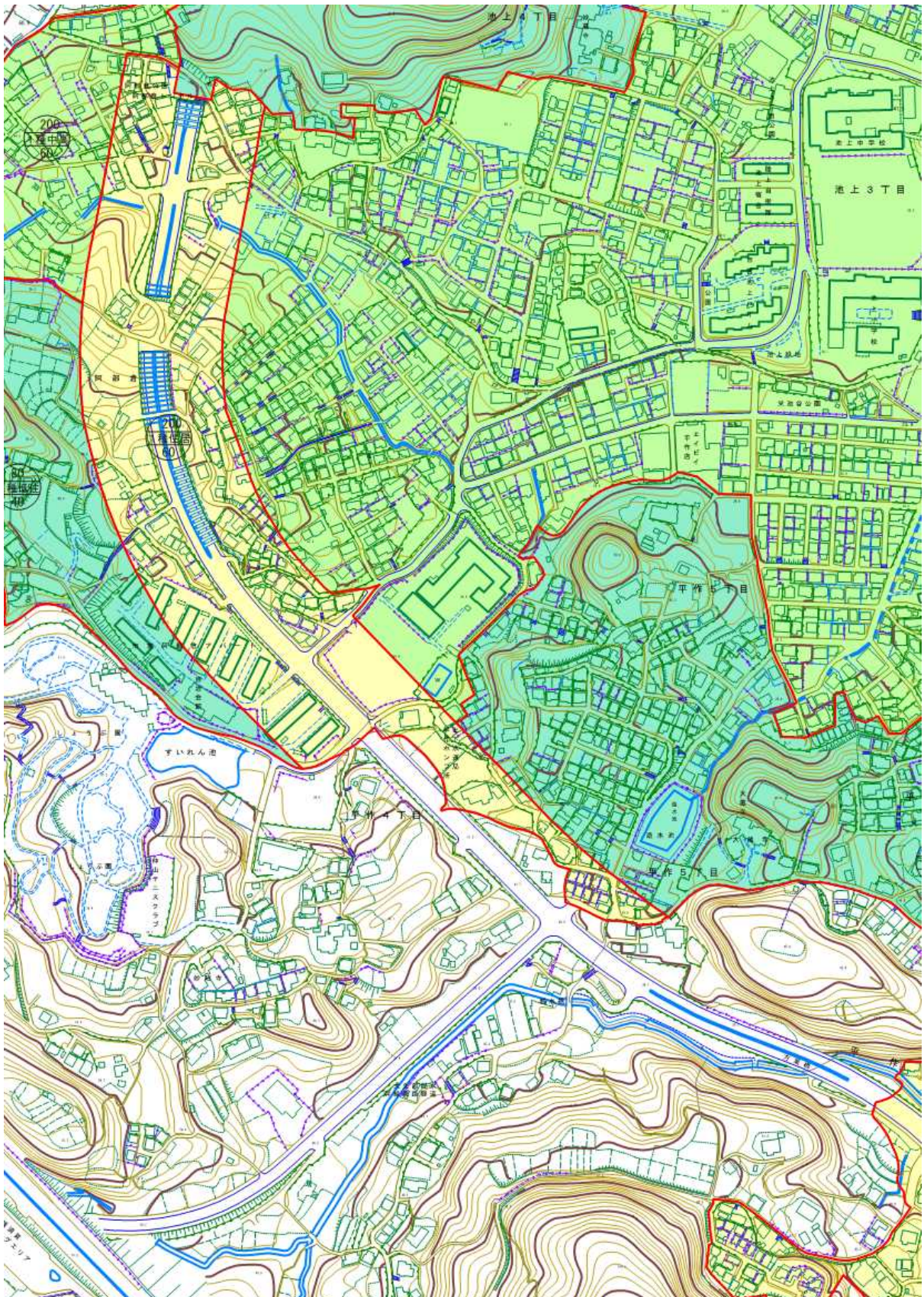
\*用地全体のうち 10,000 m<sup>2</sup>程度を給食センターとして整備することを想定。配送車両の出入り等を考慮すると、幹線道路である久里浜田浦線側に整備することが望ましい。



図2 周辺地図 (用途地域)

\*黄緑：第1種中高層住居専用地域

黄：第1種住居地域



## 2 給食センター

平成 28 年度に実施した横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査において作成されたセンター方式（1カ所整備）に関するモデルプランは次のとおりであり、今後の施設整備の検討のベースとなるが、調査当時に想定していた食数規模 11,500 食については、想定開業時期である平成 33 年度の推計生徒数を考慮したうえで 10,000 食に修正して検討を行う。また、面積等、実際の施設設備の内容についても、併せて 10,000 食規模に合わせて修正する。

(1) 食数規模 10,000 食 (11,500 食から修正)

(2) 面積 (調査当時)

ア 敷地 10,347 m<sup>2</sup> (駐車場、構内道路、植栽帯、附帯設備等)

イ 建物 5,600 m<sup>2</sup>

・ 1階 4,400 m<sup>2</sup> (調理室、事務室等)

・ 2階 1,200 m<sup>2</sup> (会議室、見学スペース等)

図3 給食センター配置図 (イメージ)

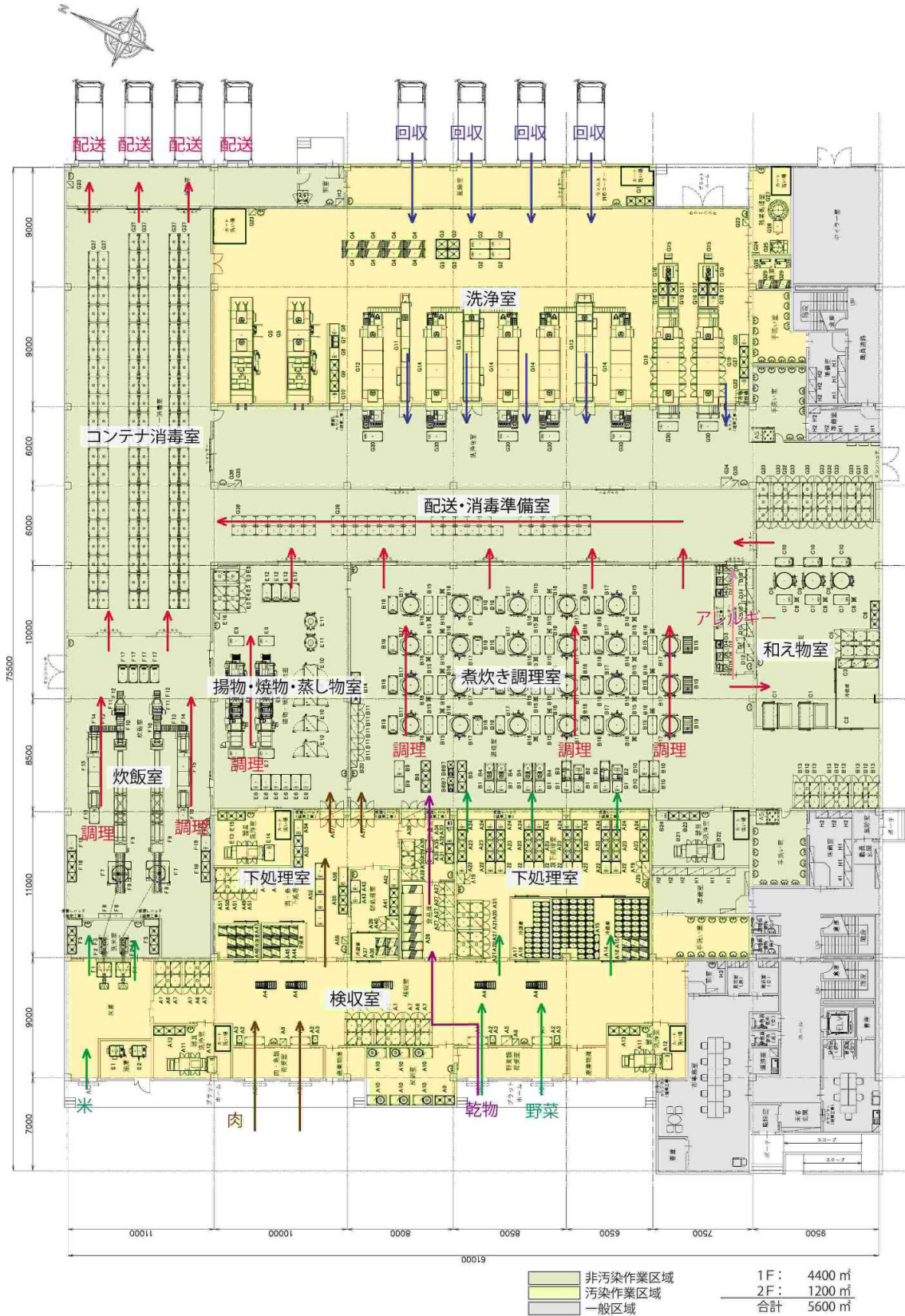
\*横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告書から抜粋 (11,500 食想定)



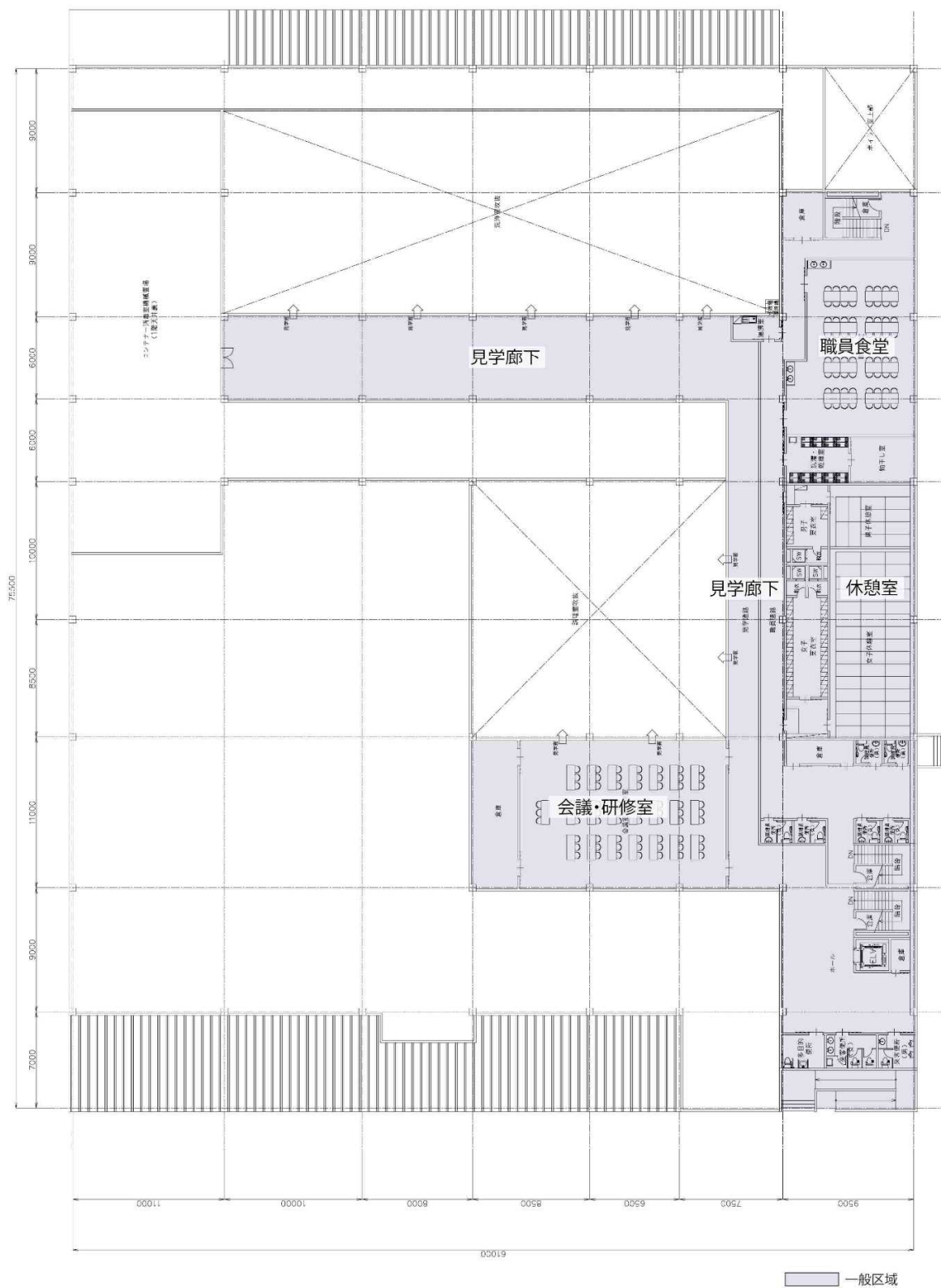
図4 給食センター平面図 (イメージ)

\*横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告書から抜粋 (11,500食想定)

1階



2階



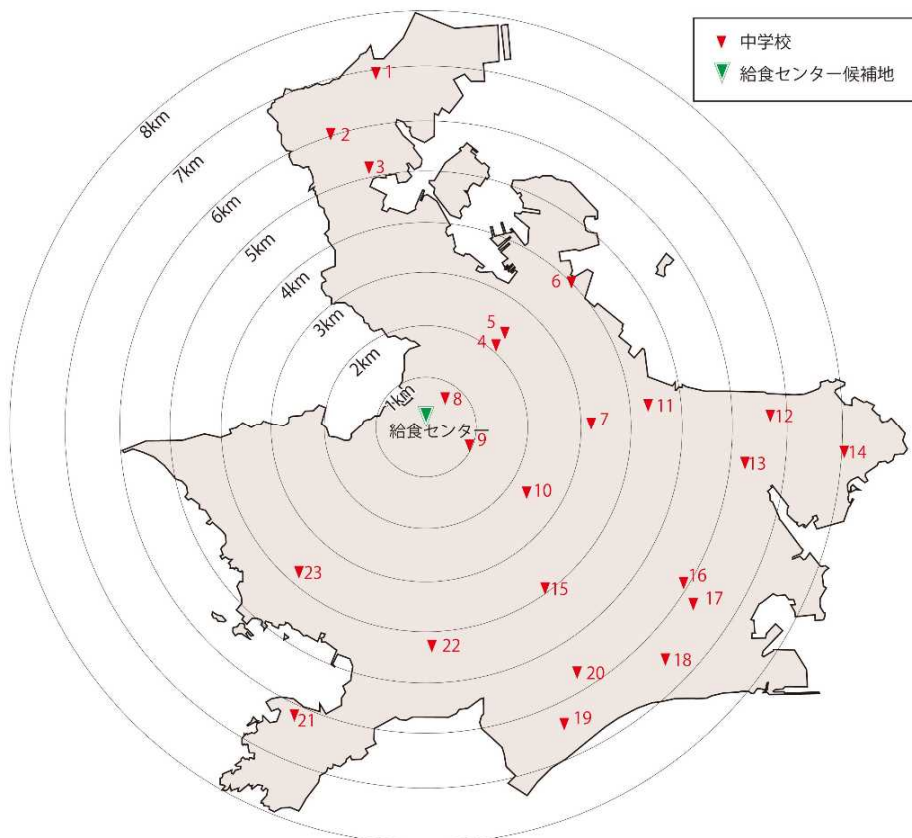
### 3 給食センターと中学校の距離及び配送時間

\*横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告書から抜粋

	中学校名	距離 (km)	時間 (分)
1	追浜	9.2	27
2	鷹取	8.5	25
3	田浦	6.8	20
4	坂本	2.7	10
5	不入斗	3.0	11
6	常葉	4.9	18
7	公郷	3.9	14
8	池上	0.7	3
9	衣笠	2.7	11
10	大矢部	3.6	13
11	大津	5.3	18
12	馬堀	8.3	28

	中学校名	距離 (km)	時間 (分)
13	浦賀	8.2	30
14	鴨居	10.8	36
15	岩戸	6.7	24
16	久里浜	7.3	25
17	神明	7.7	25
18	野比	9.2	30
19	北下浦	10.2	32
20	長沢	8.3	27
21	長井	10.9	30
22	武山	7.7	26
23	大楠	5.7	18

図5 給食センターと中学校の位置関係



#### 4 給食センターに関する課題

\* 中学校完全給食推進本部専門部会 平成 28 年度第 2 回会議 資料 3 「各実施方式における課題等」からセンター方式に関する部分のみ抜粋

##### (1) 用地関係

###### ア 用途地域

- ①用途地域によって、建築基準法で建築できる建築物が定められている。
- ②給食センターや親子方式の給食室は工場扱いとなり、原則、工業専用地域、工業地域、準工業地域にしか建てることができない。
- ③上記以外の用途地域に工場を建てようとする場合は、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得なくてはならない。
- ④建築基準法第 48 条ただし書の許可を得るためには、周辺住民等への公聴会を実施するとともに、その公聴会の意見を踏まえ、建築審査会の同意を得なくてはならない。  
\* 公聴会での意見内容によっては、計画変更を余儀なくされる。  
一般的に当該許可にあつては、用途地域に応じた建築制限の解除であることから、難しいものである。

##### (2) 施設整備関係

###### ア 消防設備

- ①工場用途に求められる消防設備の設置が必要となる。
- ②厨房設備について、一定条件（消費熱量 350kw 以上、床面積 200 m<sup>2</sup>以上）の場合、特殊消火設備の設置が必要となる。

###### イ 上水道

- ①新たに水道利用するため、水道利用加入金が必要となる。  
\* 口径 75mm : 5, 227, 200 円 口径 100mm : 8, 964, 000 円
- ②近隣に大量の水を使用する施設があり、影響が大きくなる場合には、受水槽の設置が必要となる可能性がある。

ウ 下水道

- ①新たに下水道利用する場合、分担金が必要となる。

(3) 環境関係

ア 水質

- ①下水道に接続しない場合は、共同調理施設の総面積によっては水質汚濁防止法の特定施設設置に該当し、届出が必要となる。排水量が 20m<sup>3</sup> を超えれば県条例の指定施設の設置許可申請も必要となる。

イ 騒音、振動

- ①臭気に関して、悪臭防止法の規定により、用途地域ごとに定められた基準を順守する必要がある。また県条例でも規制基準がある。
- ②大規模な調理施設となるため、近隣住民へ配慮して対策（排気の向きを変更することや調理場所の位置の調整）を行う必要がある。

(4) 衛生管理関係

- ①新たに給食施設を設置して、直営で営利を目的とせず給食を継続的に行おうとする場合には、給食施設報告書を市長に提出しなければならない。また、業者等に委託する場合は、営業許可申請し、市長の許可を得なければならない。
- ②設計段階で、施設のレイアウトに食材搬入や調理・加工等の流れを加えた図面の提出または事前相談が必要となる。